

特記仕様書

〔１〕 適用

1. 本特記仕様書は、東北森林管理局（以下「発注者」という。）が実施する「令和 7 年度国有林林道橋梁塗膜調査業務（青森県）」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。
2. 本業務は、契約書、設計図書、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）及び本仕様書に基づき実施するものとする。
3. 標準仕様書第 3102 条第 10 項の「〇〇契約書」とは、令和 7 年度国有林林道橋梁塗膜調査業務（青森県）契約書とする。

〔２〕 履行場所

本業務の履行場所は、津軽森林管理署、津軽森林管理署金木支署、青森森林管理署、下北森林管理署管内（以下「署等」という。）とする。

塗膜調査を行う橋梁は、別表（塗膜調査橋梁一覧表）のとおりとする。

〔３〕 調査業務に関する一般事項

本業務の実施に当たっては、標準仕様書等によるもののほか、次に示す図書等によるものとする。

- ・「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（令和元年 10 月 11 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
- ・低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 5 版）（令和 2 年 10 月）

〔４〕 現地踏査

現地踏査は監督職員又は発注者の指定する担当者とともに行うものとし、橋梁の状況、塗膜採取箇所、方法等について確認を行うとともに、塗膜採取作業に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

また、現況の PCB 塗膜構成を把握すること。

なお、大雨による林道損壊等により、橋梁までライトバン等車両でのアクセスが困難である場合は、監督職員と協議し、徒歩もしくは別の代替手段により橋梁にアクセスし現地踏査を実施するものとする（現在、維持修繕事業により応急復旧を計画、実行している路線が複数あり、応急復旧が不可能だった場合、最大で片道 14km 程度、徒歩もしくは別の代替手段により橋梁へアクセスする必要がある）。

[5] 関係機関との協議

調査の実施にあたり、河川管理者、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、仕様書第 3710 条の 6 に基づき、必要な資料の収集及び協議書の作成を行うとともに、監督職員と協議の上、塗膜採取作業が行えるように協議を行わなければならない。

[6] 再委託

標準仕様書第 3127 条第 1 項で示すほか、次に示すものとする。

1. 本業務の計画準備
2. 現地踏査
3. 実施計画書作成
4. 対策区分の判定
5. 報告書作成

[7] 塗膜調査

①塗膜採取

- (ア)「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（令和元年 10 月 11 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成 26 年 5 月 30 日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長、化学物質対策課長発令）を遵守して塗膜採取を行うこと。

※塗膜採取にあたり、当初設計では橋梁点検車を用いた採取を想定しているが、橋梁点検車の使用が困難である場合、監督職員と協議しロープアクセス等代替手段による採取をおこなうものとする。なお、大雨による林道損壊等により、橋梁まで車両でのアクセスが困難である場合は、監督職員と協議し、徒歩もしくは別の代替手段により橋梁にアクセスし塗膜採取を実施するものとする（現在、維持修繕事業により応急復旧を計画、実行している路線が複数あり、応急復旧が不可能だった場合、最大で片道 14km 程度、徒歩もしくは別の代替手段により橋梁へアクセスする必要がある）。

- (イ) 塗膜採取は JIS K 0060 に基づき実施し、塗膜の採取はケレン棒等による乾式採取を標準とする。
- (ロ) 採取量は一橋当たり 150g 程度を標準とし、一般的な寸法である 0.5m 四方から採取する。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (エ) 剥離作業は剥離塗膜が周囲に飛散することを防止する環境において実施し、採取作業者が健康障害防止のため手袋、防塵衣類、安全メガネ、マスク等を着用する。なお、手袋、安全メガネ、マスクは箇所ごとに交換すること。防塵衣類につ

いては、箇所ごとに交換する必要は無いが、現地実態に応じて、協議により対応すること。

(ウ)塗膜採取を実施した部位は補修塗装を実施すること。

(エ)採取した塗膜については、全て発注者に返却すること。

(オ)採取した塗膜は試験機関へ納入し、その調査結果を発注者に報告すること。

②塗膜分析

(ア)塗膜中の PCB 含有量の測定

(イ)塗膜中の鉛量の測定

(ウ)塗膜中の六価クロム量の測定

③中間成果の提出

業務履行中、監督職員より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。なお、本業務においては、塗膜採取業務中 1 週間に 1 回程度、試験機関へ採取した塗膜を納入、分析させ、その分析結果速報値を監督職員に速やかに報告するものとする。

[8] 調査結果報告書の提出

本業務の成果品として、以下のものを提出するものとする。

1. 塗膜分析結果報告（調査対象施設ごと）局及び署等 各 1 部 A 4 版
2. 現況写真（塗膜採取・復旧状況写真含む）
3. 電子納品（CD-R もしくは DVD-R）局（正）及び署等（副） 各 1 枚
4. その他監督職員の指示した資料 1 式
5. その他、業務により生じた資料 1 式

成果品の提出先は、「東北森林管理局森林整備課」とする。

[9] 打合せ

業務に関する打合せ記録は受注者が作成するものとし、打合せ後、速やかに監督職員に提出するものとする。

なお、打合せ回数は、7 回を予定するものとし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。

打合せ回数

業務着手時 1 回

中間打合せ 5 回 局 1 回、署等 各 1 回

成果品納入時 1 回

計 7 回

[10] 貸与資料

標準仕様書第 3112 条に定める発注者が貸与する図書その他資料は次の通りとする。

①橋梁台帳（既存）

②上記以外で業務履行上、発注者が必要と認める資料

なお、貸与された資料については、不要となった時点で速やかに返却するものとする。

[11] 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

[12] 疑義

受注者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督職員と協議を行うものとする。